

様

野田市長

㊟

野田市児童手当(特例給付)保育料の特別徴収に係る通知書

児童手当法第22条の規定により保育料の特別徴収を、次のとおり決定(変更)したので通知します。

1 対象児童の氏名

2 徴収内容

児童手当(特例給付) 支 払 期 月	特別徴収する児童手当 (特例給付)の額	摘要
年 6月	(円 月分保育料)	
年10月	(円 月分保育料)	
年 2月	(円 月分保育料)	
年 6月	(円 月分保育料)	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。